

企画提案書作成にあたっての条件、留意事項等

1 企画提案事業の内容について

(1) 本事業は委託事業であり、その成果は県に帰属します。また、公費で実施する「県の委託事業」であることから、特定の方を対象とした事業や従来からNPOが実施してきた事業を本企画提案事業として提案することはできません。

また、本事業目的に則り、企画する事業において参加者から料金の徴収をしないでください。

(2) 事業の完了が次年度以降となるもの、また、次年度以降において県の予算措置が必要となる事業は提案できません。

(3) 国や県、市町村及びそれらの外郭団体、または企業等から委託や助成を受けている（予定も含む）事業は提案できません。

(4) 障害差別解消法（平成二十五年法律第六十五号）の改正に関する普及啓発を含む事業計画を提案してください。

また、無理な事業計画は提案せず、実行可能で効果が見込まれる事業としてください。

(5) 企画提案書の2 NPO企画事業 提案内容の(1)の部分について、事業名の記載も忘れないようにしてください。

(6) この事業は、国庫補助の交付決定がなされない場合、実施いたしませんのでご留意ください。

2 契約期間・事業実施期間について

契約期間は契約日から最長令和9年3月末までです。事業の実施後30日以内または契約期間終了日のいずれか早い期日までに完了報告書を作成し、県に提出してください。

3 事業費積算について

適正に事業が実施できるよう、確実な積算をお願いいたします。

委託金額：1事業376,000円以内（消費税等含む）

4 仕様書について

採用された企画提案をもとに、委託先と県が協議し、契約締結までに仕様書を作成します。

5 共同事業体について

共同事業体で企画提案を行う場合は、企画提案書とは別に関係書類を提出していただく必要があります。